

令和3年第1回田原市教育委員会臨時会

- 1 開会 令和3年3月31日 午前10時00分
- 2 閉会 令和3年3月31日 午前10時32分
- 3 会議に出席した委員
鈴木欽也教育長、天野千栄子教育長職務代理者、金田真也委員
太田孝雄委員、高崎佐智江委員
- 4 会議に欠席した委員
- 5 会議に出席した職員
教育部長 増山禎之
教育総務課長 伊藤英洋
学校教育課長 渡邊宏光
生涯学習課長 山田正勝
スポーツ課長 粕谷幸充
文化財課長 天野敏規
中央図書館長 是住久美子
教育総務課課長補佐兼係長 中村隆憲
教育総務課主査 彦坂幸子
- 6 議事日程
別紙のとおり

田原市教育委員会第1回臨時会議事日程

日 時 令和3年3月31日(水)

午前10時00分

場 所 南庁舎6階 600会議室

1 会議録署名者の指名

2 議題

- (1) 田原市教育委員会教育長職務代理者の指名について
- (2) 田原市教育委員会事務局組織及び職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 田原市地区市民館長の任命について
- (4) 田原市緑が浜運動公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- (5) 田原市博物館の管理運営規則の一部を改正する規則について
- (6) 田原市吉胡貝塚史跡公園の管理運営規則の一部を改正する規則について
- (7) 田原市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について

3 報告事項

- (1) 人事異動について

4 その他

開 会 午前10時00分

教育長

本日は、ご多用のところ、ご出席くださいます。ありがとうございます。

ただいまの出席者は、5名であります。定足数に達していますので、令和3年田原市教育委員会第1回臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

教育長

それでは、会議規則第13条第2項の規定により、会議録署名者の指名をさせていただきます。今回の署名者として、太田委員と高崎委員のご両名を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長

では、早速議題に入ります。

初めに、議案第6号「田原市教育委員会教育職務代理者の指名について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

教育部長

それでは、議案第6号「田原市教育委員会教育長職務代理者の指名について」をご覧くださいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、田原市教育委員会教育長職務代理者を、現在天野千栄子委員にお願いいたしておりますが、後任といたしまして、高崎佐智江委員にお願いしたいというものでございます。お認めいただきましたら任期は、令和3年4月1日からの1年間ということでございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

教育長

事務局の説明が終わりました。

ご質問等ございますでしょうか。

特にご質問等もないようですので、お諮りいたします。

議案第6号「田原市教育委員会教育長職務代理者の指名について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

では、ご異議なしということで、議案第6号につきましては、原案どおり可決いたしました。

それでは、教育長職務代理者をお願いすることになりました高崎委員さんから一言、ご挨拶いただけましたらお願いします。

高崎委員

私がこのような大役を仰せつかりますことを大変恐縮しております。1年間ではございますけれども、務めさせていただきたいと思っております。皆様方のご指導を賜りまして、無事務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

次に、議案第7号「田原市教育委員会事務局組織及び職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、議案第7号になります。田原市教育委員会事務局組織及び職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、本日提出の教育長名でございます。

改正内容につきましては、現行の規則に赤字で今回改正する部分を表記したものがございますので、こちらで説明をさせていただきます。

まず、組織のほうで、第2条をご覧ください。「中央図書館」が4月から「図書館」という表記になります。

それから、学校教育課の中に新たに学校運営係を設置し、図書館につきましては、中央図書館係及び渥美図書館係の2係となります。

次に第5条をご覧ください。学校教育係の事務分掌の中に(8)としまして、「教育に係る調査及び統計並びに広報に関すること」を加えました。これはこれまで教育総務課にあったものを組み替えさせていただいております。

それから、第5条の2で、学校運営係の事務分掌として3点加えてございます。

第8条では、生涯学習課の施設管理係の中に(2)「その他スポーツ施設に関すること」と表記を加えさせていただいております。

第11条では、ここには先ほど申しました図書館の関係がございませぬ。中央図書館という表記を図書館、さらに係を中央図書館係と渥美図書館係という表記に訂正しております。

そして、第13条では、職員についての表記の追加、削除等をさせていただいております。

以上が今回の改正内容となりますので、よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

教育長

事務局の説明が終わりました。

質問等、ございますでしょうか。

ご質問も特にないようですので、お諮りいたします。

議案第7号「田原市教育委員会事務局組織及び職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

では、ご異議なしということで議案第7号につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第8号「田原市地区市民館長の任命について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課です。よろしく申し上げます。

議案第8号、田原市地区市民館長の任命について。田原市地区市民館館長を別紙のとおり任命するものでございます。本日提出の教育長名でございます。

提案理由です。地区市民館長の辞職に伴いまして、後任の任命を行うものでございます。名簿をご覧ください。

六連市民館長、鈴木義人さん。童浦市民館長、眞木泰弘さん。中部市民館長、藤井正剛さん。衣笠市民館長、樋口雄士さん。赤羽根市民館長、鳥居弘一さん。若戸市民館長、大根義久さん。和地市民館長、河合伸樹さん。中山市民館長、鈴木雅也さん。泉市民館長、花井隆さん。

以上9名の方になります。

よろしく申し上げます。

教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問等ございますでしょうか。

ご質問もないようですので、お諮りいたします。

議案第8号「田原市地区市民館長の任命について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

では、ご異議ないようですので、議案第8号につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第9号「田原市緑が浜運動公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

続けて生涯学習課です。よろしく申し上げます。

議案第9号、田原市緑が浜運動公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、本日提出の教育長名です。

本題に入る前に少しご説明をさせていただきます。

これからご審議いただきます、議案9号から11号につきましては、関連しています。

現在、それぞれの規則で施設の使用料や減免、還付またはこれに伴う申請等について、運用しているところでございますが、これらは、本来は市長部局の「田原市社会教育施設の使用料に関する規則」で運営が行われるものになります。今回、この田原市社会教育施設の使用料に関する規則の一部を改正することに伴いまして、3つの規則についても一部改正するものです。

ただ、この規則を改正することに伴って、これまでと手続や申請方法が変わるものではございません。

では、本題に戻りまして、提案理由でございます。

田原市緑が浜運動公園の使用料の減免について、他の社会教育施設と同様に「田原市社会教育施設の使用料に関する規則」に規定し、「田

原市緑が浜運動公園の管理運営に関する規則」から削除するものです。併せて、申請書の提出先、還付等の手続について所要の改正を行うものでございます。

一部改正する規則についてと新旧対照表の両方を見ながら説明をさせていただきます。

内容でございます。規則第2条の2中「いう。」の次に、「(条例第11条第1項の規定により同項第1号に掲げる業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合にあっては、当該指定管理者。次条から第5条までにおいて同じ。)」を加えます。

続きまして、第3条第2項中「前項の」を削ります。

第4条第1項中「前条の申請があったとき」を「教育委員会は、利用許可申請書を受けた場合」に改め、「教育委員会は」を削ります。

次に、第6条から9条までを削ります。

第10条第1号中、ひらがなで「き損」とございますのを、漢字の「毀損」に改め、同条を第6条とし、第11条を第7条とします。

第12条第2項中の「き損」も同様に漢字の「毀損」に改め、同条を第8条とします。

第13条第1項中「様式第8号」を「様式第6号」に改め、同条を9条とします。

第14条を削りまして、第15条を第10条とし、第16条を第11条とし、様式第6号及び様式第7号をここでまた削ります。

様式第8号中「様式第8号(第13条関係)」を「様式第6号(第9条関係)」に改め、同様式を様式第6号とするものでございます。

この規則の施行につきましては、田原市社会教育施設の使用料に関する規則の一部改正をする規則の施行の日から施行するという事になっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長

事務局の説明が終わりました。

ご質問等ございませんでしょうか。

生涯学習課長

使用料自体の変更は。

使用料の変更はございません。

使用料の免除と減免、還付について、緑が浜運動公園の管理に関する規則で運営していたものを田原市社会教育施設の使用料に関する規則のほうで運用するというものです。

教育部長

本来、教育委員会で定めるものではなかったということとなりますので、市民の皆さんの手続上は変わることはありませんので、よろしく願いします。

教育長

よろしかったでしょうか。

では、お諮りいたします。

議案第9号「田原市緑が浜運動公園の管理運営に関する規則の一部

を改正する規則について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議なしということで、議案第9号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に議案第10号「田原市博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします

文化財課長

文化財課です。よろしく申し上げます。

議案第10号のほうを御覧ください。こちら先ほど生涯学習課長が言ったように、今までこちらのほうの規則で運営をしていた田原市博物館の観覧料の減免について、市長部局の規則で定めるようにすることで改正をするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第4条第2項中「指導・助言」とありますのを「指導及び助言」に改めます。

続いて、第5条は削除をいたします。

第7条中「き損」を漢字の「毀損」に改めます。

第8条中第2項本文中、「前項の」を、「前項に規定する」に改め、同項ただし書き中の「教育委員会」を「田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改めます。

第9条第1項中、「前条第1項の申請があったとき」を、「教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合」に改め、「教育委員会は」を削ります。

第14条第1項中、「田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条第2項ただし書き中の「ただし、」の次に「教育委員会が」を加え、同条第3項中「要件」を「事項」に、「当該許可書」を「当該申請書」に改めます。

続いて、様式第1号を削除いたします。

こちらの施行日ですが、こちら先ほどと同様に田原市社会教育施設の使用料に関する規則の一部を改正する規則の施行の日から施行するというものでございます。

以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

教育長

事務局の説明が終わりました。

ご質問等はございますでしょうか。

ご質問もないようですのでお諮りいたします。

議案第10号「田原市博物館の管理運営規則の一部を改正する規則について」原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

教育長

では、ご異議なしということで、議案第10号につきましては、原案

文化財課長

どおり可決いたしました。

次に議案第11号「田原市吉胡貝塚史跡公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

続けて失礼いたします。

議案第11号、田原市吉胡貝塚史跡公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

こちらのほうも先ほどと提案理由は変わっておりません。早速、説明のほうに入らせていただきます。こちらのほうも新旧対照表で説明をさせていただきます。

第2条中の「条例第2条に規定する」を削ります。

第3条、こちらが観覧料の減免に関するところですが、第3条は削ります。

第4条第1号中の「き損」を漢字の「毀損」に改め、同条第7号中の「若しくは」を「又は」に改め、同条を第3条とします。

第5条中「若しくは」を「又は」に、「様式第2号」を「別記様式」に、「教育委員会」を「田原市教育委員会」に改め、同条を第4条といたします。

第6条中、「教育委員会」を「田原市教育委員会」に改め、同条を第5条といたします。

様式第1号を削ります。

様式第2号中、「様式第2号（第5条関係）」を「別記様式（第4条関係）」に改め、同条を別記様式といたします。

こちらのほうも施行日のほうは、先ほどと同様でございますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

教育長

事務局の説明が終わりました。

ご質問等ございますでしょうか。

特にないようですので、お諮りいたします。

議案第11号「田原市吉胡貝塚史跡公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

教育長

では、ご異議なしということで、議案第11号につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第12号「田原市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長

お願いします。教育総務課からです。

議案第12号、田原市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則につ

いてでございます。本日提出の教育長名でございます。

こちらの改正の規則につきましては、今回の組織の改正によるものでございまして、表彰の委員さんの役職等の改正になります。

別表委員の表中、「教育部中央図書館長」を「教育部図書館長」に改め、「田原市博物館長」を削除するものです。

教育委員会表彰は、教育長を委員長として教育部の関係、課長等が委員となっております。その中の「教育部中央図書館長」を「教育部図書館長」といたします。

そして、「田原市博物館長」については、現在教育部長が務めておりますが、仮に教育部長が博物館長を務めない場合でも、文化財課長が博物館長という役職を兼任しますので、ここにある「田原市博物館長」という表記を削らせていただきます。

以上の改正となります。よろしく申し上げます。

事務局の説明が終わりました。

ご質問等ございますでしょうか。

ご質問もないようですので、お諮りいたします。

議案第12号「田原市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

では、ご異議なしということで、議案第12号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続いて、報告事項に入りたいと思います。

人事異動についてを事務局からお願いいたします。

人事異動に関して報告をいたしたいと思います。

今回、令和3年度新体制の田原市教育委員会事務局組織及び職員名簿を出させていただいております。

まず、転出される課長・係長のご報告をさせていただきます。

教育総務課の伊藤課長が広報秘書課に異動となります。給食センターの鈴木主幹は、今回退職ということですが、引き続き再任用で勤務をされます。

学校教育課の渡邊課長が赤羽根小学校長、小笠原真先生が六連小学校長ということで、学校に戻られます。

生涯学習課の森下主幹と渥美図書館の加藤館長は退職されて、引き続き再任用で市役所勤務という形になります。

あと、係長としましては、スポーツ課の加藤係長が税務課に異動となります。

次に、転入される方をご報告いたします。

教育総務課長は、大羽浩和課長で企画課からの異動となります。

学校教育課長は、近藤智彦課長で南部小学校から来られます。

教育長

教育長

教育長

教育部長

生涯学習課長はそのまま、主幹として太田征樹さんが課長補佐から昇任となります。

スポーツ課長はそのまま、係長として石原さんが議会事務局からの異動となります。

文化財課は、異動がございません。

中央図書館は、先ほど申しあげましたように名称が変更になりまして、図書館ということで、館長はそのまま、中央図書館系の係長が宮嶋さん、渥美図書館係に朽名係長ということになっております。

全ては報告させていただきませんが、このような形で異動になったということをご報告いたします。

教育長

人事異動につきまして、事務局の説明がございました。

何か、ご質問等ございますでしょうか。

太田委員

すみません。中央図書館は、課としては図書館ということですが、その施設の名称としては、今までどおり中央図書館のままということでもいいですか。

中央図書館長
教育長

はい、そうです。

そのほか、よろしいでしょうか。

ご質問もないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

教育長
教育総務課長

次に、その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

皆さんのお手元に、今日と明日のスケジュールをつけさせていただいております。この後、11時の予定で教職員退職者辞令交付式を講堂で行いますので、よろしく願いいたします。

また、引き続き明日ですが、午前10時15分から、教育長、教育委員、教育部管理職の顔合わせをこの600会議室で行いまして、その後、引き続き、教育委員会事務局職員辞令交付式、教職員の発令式が続きます。ということで、少し時間がタイトな状況ですが、よろしく願いしたいと思います。

それから、4月1日現在という表記で教育委員名簿をつけさせていただいておりますので、また参考にしていただきたいと思います。

事務局からは以上となります。

教育長

ただいまの件につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

そのほか、何か連絡・報告等はございますでしょうか。

それでは、事務局はないようですので、委員の皆さんのほうから何かございましたらお願いします。

では、ないようですので、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、田原市教育委員会第1回臨時会を閉会とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 午前10時32分

(会議録署名人)

教育長

委員

委員